

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

申立期間当時、私の国民年金保険料は、同居していた母親が父母の保険料と一緒に納付した。申立期間について、父母の保険料は納付されているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立期間以外に国民年金保険料の未納はない。

また、オンライン記録によると、申立人の保険料を納付したとする母親は、26年以上にわたる自分たち夫婦の国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、納付意識の高いその母親が、納付可能な申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社（当時）及びB社（昭和 60 年4月1日設立）に勤務し、C共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の同組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 48 年4月1日、資格喪失日に係る記録を63年4月23日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年4月から61年3月までは17万5,536円、同年4月から同年9月までは24万円、同年10月から62年9月までは26万円、同年10月から63年3月までは28万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 23 日まで

昭和 48 年 4 月 1 日にA社に入社し、D事業所に配属された。その後、E事業所、F事業所の勤務を経て、同社の民営化により設立されたB社のG事業所の勤務を最後に63年4月22日に退職した。しかし、共済組合の加入記録が全く無い。住民票により、職員寮に入居していたことが分かるので、申立期間について、C共済組合の組合員であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 48 年 4 月 1 日にA社に入社し、最初の配属先も申立人と同じD事業所であったとする同僚は、同事業所での職員旅行の写真を添付し、申立人は間違いなく同期入社であり、正職員であった旨を文書により回答している上、同年4月1日から当該同僚のC共済組合に係る組合員の加入記録が確認できる。

また、別の同僚は、「私が昭和 45 年 4 月にA社に入社後、最初の配属先であるD事業所に勤務している時に、彼が 48 年の新入職員として配属されてきたと記憶している。彼とは何度か同一の職場に勤務したが、正職員であったことは間違いない。また、彼は入社時より職員寮に入居していたと思うが、職員寮には正職員以外入居できないはずだ。」と証言してい

る。

さらに、申立人から提出されたA社のF事業所の職員録により、申立人は、昭和 56 年 5 月時点において同事業所のH係員として勤務していたことが確認できる。

加えて、住民票によると、昭和 63 年 4 月 25 日付けでI市に転入する前の申立人の住所は、『J市K町*丁目*番地L寮』と記録されている上、雇用保険被保険者照会の回答によると、B社のG事業所を継承した同社の関連会社であるM社（現在は、N社）において、昭和 60 年 4 月 1 日資格取得、63 年 4 月 22 日離職の雇用保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 48 年 4 月 1 日にA社に入社（B社に勤務）し、申立期間においてC共済組合の組合員であったものと認められる。

したがって、申立人がC共済組合員であった期間は、厚生年金保険等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人の同組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 48 年 4 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 63 年 4 月 23 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの期間は、同期入社した同僚の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定から判断すると、17 万 5,536 円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 23 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人と同期入社で同職種であった同僚のオンライン記録から、61 年 4 月から同年 9 月までは 24 万円、同年 10 月から 62 年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 63 年 3 月までは 28 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を16万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与について厚生年金保険の記録が無いことが分かった。その後、A社は年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における平成15年12月10日に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を23年1月26日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が16万8,000円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

一方、A社が提出した支給控除項目一覧表により、申立人は平成15年12月に賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、A社が保有していたB厚生年金基金の加入員賞与標準給与決定通知書の写しによると、申立人の申立期間に係る加入員賞与支払届（賞与額：16万8,000円）は平成15年12月15日付けで受理決定されていたことが確認できる。

なお、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の支給控除項目一覧表及びB厚生年金基金の加入員賞与標準給与決定通知書の写しから、16万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、申立人以外の被保険者においても、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険の記録が無い従業員が確認できることから、事業主は当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

A社B所（現在は、A社C部）から同社本社へ昭和63年11月1日に転勤となったが、同日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和63年11月1日にA社B所から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和63年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

A社B所（現在は、A社C部）から同社本社へ昭和63年11月1日に転勤となったが、同日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和63年11月1日にA社B所から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和63年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与について厚生年金保険の記録が無いことが分かった。その後、A社は年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における平成15年12月10日に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を23年1月26日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が2万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

一方、A社が提出した支給控除項目一覧表により、申立人は平成15年12月に賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、A社が保有していたB厚生年金基金の加入員賞与標準給与決定通知書の写しによると、申立人の申立期間に係る加入員賞与支払届（賞与額：2万円）は平成15年12月15日付けで受理決定されていたことが確認できる。

なお、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、申立人は、現在、A社の社会保険事務を担当しているが、同社は、「申立人は平成15年11月に入社しており、同年12月頃（申立期間）は電話受付及び受注・発注の業務を担当していた。申立期間においては社会保険事務担当者ではなかった。」と回答していることから、申立人は、申立期間において特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと判断される。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の支給控除項目一覧表及びB厚生年金基金の加入員賞与標準給与決定通知書の写しから、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、申立人以外の被保険者においても、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険の記録が無い従業員が確認できることから、事業主は当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月頃から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月頃から同年 10 月まで
③ 平成元年 1 月頃から 4 年 2 月 3 日まで

申立期間①について、A社に昭和 61 年 4 月頃から 63 年 3 月まで勤務していた。同社では正社員としてB業務やC業務をしていた。

申立期間②について、D社に昭和 63 年 4 月頃から同年 10 月まで勤務していた。同社では正社員として早朝 3 時から早出勤務で働いていた。

申立期間③について、E社に平成元年 1 月頃から 5 年 9 月 21 日まで勤務していた。4 年 2 月 3 日以後の記録はあるが、それ以前の勤務期間における厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な供述及び同僚の証言から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は平成 7 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からも証言を得ることができないことから、申立期間①における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、前述の同僚からは、申立人と一緒に働いていたという証言は得られたものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除に関する具体的な証言は得られない上、申立人自身も申立期間①における保険料控除について記憶にないと供述しているなど、申立人の当該期間に係る厚生年金保険

料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の具体的な供述から判断すると、申立人がD社に勤務していたことは推認できるものの、同社及び同社の同僚等から申立人の勤務実態に係る証言が得られず、勤務期間を特定することができない。

また、D社の現在の事業主は、「申立人が当社の従業員であったという人事記録等の書類は無い。申立人が当社で勤務していたか否かは不明である。当社の社会保険番号資料を確認したが、そこに申立人の名前は無かった。」旨を回答しているほか、申立期間②当時、同社で勤務していた同僚に申立人の保険料控除について証言する者はいない上、申立人自身も当該期間における保険料控除について記憶にないと供述しているなど、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人の具体的な供述及び複数の同僚の証言から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がE社（現在は、F社）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社の現在の事業主は、「資格取得日前から勤務していたと思われるが、申立人の資格取得日は平成4年2月3日、喪失日は5年9月21日である。」と回答しているほか、申立期間③当時、同社で勤務していた同僚に申立人の保険料控除について証言する者はいない上、申立人自身も当該期間における保険料控除について記憶にないと供述しているなど、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間③当時、E社に勤務していた複数の同僚が、厚生年金保険に加入しない従業員がいた旨証言していること、及び前述の事業主の証言から、当時の同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった様子がうかがえる。

さらに、企業年金連合会に対し申立人に係る厚生年金基金の加入記録を照会したところ、その回答は厚生年金保険に係るオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月から 6 年 9 月まで

申立期間においてA社B事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。会社から年金手帳を渡され、健康保険証を使用した覚えもあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人がA社B事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の代表取締役には連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、当時の経理担当者は、「厚生年金保険については、会社が個人の状況や希望を受けて加入させないこともあった。」と証言していることから、事業所が全ての従業員を対象に被保険者資格を取得させる取扱いではなかった様子もうかがえる。

さらに、当該事業所が昭和 59 年 8 月 1 日から加入していたC厚生年金基金においても申立人の加入記録は無い旨の回答であった。

加えて、申立人は、当該事業所から健康保険証を交付されたと申述していることから、同事業所が加入していたD健康保険組合に照会を行ったところ、申立人についての被保険者記録は見当たらないとの回答があった上、申立人の住所地の市によると、昭和 62 年 6 月から申立期間を含め現在まで継続して国民健康保険の被保険者であることが確認できるとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。